

答申第 236 号 ~ 第 251 号

平成 17 年 2 月 7 日

神 奈 川 県 教 育 委 員 会
委 員 長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 7 月 30 日付けで諮問された県立高等学校教員の人事異動に関する
検討資料等（一部）非公開の件（その 1 ~ その 16）（諮問第 293 号 ~ 第 308 号）
について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

(1) 高校人事企画担当職員が作成した県立高等学校校長からのヒアリングメモを非公開としたことは、妥当である。

(2) 平成 16 年 4 月 1 日付け県立高等学校教職員人事異動に係る第 2 次内示の実施についての伺いのうち、内示数が特定される部分及び内示書を、処分時において非公開としたことは、妥当である。

(3) 実施機関が、次に掲げる文書を取得又は作成していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

ア 県立高等学校及びその校長作成の報告書、意見書その他関連文書一切

イ 高校人事班及び高校人事企画担当者作成の検討メモ、検討参考資料、説明文書及び指示文書並びに関係文書一切のうち、高校人事企画担当職員が作成した県立高等学校校長からのヒアリングメモ及びつなぎ表を除く文書

ウ 高校人事担当課長代理及び教職員課長による人事異動（中間）案、検討メモ、説明・指示文書及びこれらに関する検討・参考資料一切

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成 16 年 3 月 29 日、同年 4 月 1 日、同月 5 日、同月 7 日、同月 12 日、同月 13 日及び同月 14 日付けで、同月の県立高等学校教員の人事異動に関して検討を行った一連の文書（以下「本件行政文書」という。）を非公開又は一部非公開とした処分のうち、次に掲げる処分の取消しを求める、というものである。

ア 平成 16 年 3 月 29 日及び同年 4 月 7 日付けで、高校人事企画担当職員が作成した県立高等学校校長からのヒアリングメモ（以下「校長からのヒアリングメモ」という。）を非公開とした処分

イ 平成 16 年 3 月 29 日及び同年 4 月 7 日付けで、県立高等学校及びその校長作成の報告書、意見書その他関連文書一切（以下「校長等作成の意見書等」と総称する。）を取得していないとして、非公開とした処分

ウ 平成 16 年 3 月 29 日及び同年 4 月 7 日付けで、高校人事班及び高校人事企画担当者作成の検討メモ、検討参考資料、説明文書及び指示文書並びに関係文書一切のうち、校長からのヒアリングメモ及びつなぎ表を除く文書（以下「高校人事班等作成の検討文書等」と総称する。）を作成していないとして、非公開とした処分

エ 平成 16 年 3 月 29 日付けで、同年 4 月 1 日付け県立高等学校教職員人事異動に係る第 2 次内示の実施についての伺いのうち、内示数が特定される部分及び内示書（以下「内示書等」と総称する。）を非公開とした処分

オ 平成 16 年 3 月 29 日、同年 4 月 1 日、同月 5 日、同月 7 日、同月 12 日、同月 13 日及び同月 14 日付けで、高校人事担当課長代理及び教職員課長による人事異動（中間）案、検討メモ、説明・指示文書及びこれらに関する検討・参考資料一切（以下「課長代理等作成の検討文書等」と総称する。）を作成していないとして、非公開とした処分

（ 2 ）不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、教育委員会が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、県の機関内部における検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの及び県の機関が行う事務に関する情報であって、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に該当するとして校長からのヒアリングメモ及び内示書等を非公開とした処分並びに校長等作成の意見書等、高校人事班等作成の検討文書等及び課長代理等作成の検討文書等を取得又は作成していないとして非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1号該当の点について

- (ア) 校長からのヒアリングメモは、転任の当否や効力を検討する上で必要不可欠であるが、教育委員会は何がどれに該当するかを特定して指摘することなく漫然と非公開条項を提示している。校長からのヒアリングメモが特定の教員を名指ししている場合、その氏名のみ非公開とすれば足りるものであり、もし、公開により校長個人の利益を害するとすれば、その利益は保護されるべきではない。
- (イ) 職員現況・意向調書の複写部分を含んだものが、校長からのヒアリングメモであり、職員現況・意向調書の内容も不服申立ての対象に含まれる。職員現況・意向調書の複写部分以外は、人事異動担当者の職務遂行に関する部分であり、条例第5条第1号ただし書ウに該当し公開すべきである。また、職員現況・意向調書の内容も同号ただし書ウに該当するので公開すべきである。そして、健康状態の部分についても、過労に耐えない等の記載がある場合があり、同号ただし書エに該当し公開すべきである。
- (ウ) 内示書等を非公開とした処分のうち、条例第5条第1号に該当するとして非公開とした部分は、不服申立ての対象には含まない。

イ 条例第5条第3号該当の点について

教育委員会は、内示書等を非公開とした理由として、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると説明しているが、公開された方が、その転任対象者を含めて、率直な意見交換ができ、また、教育委員会内部の独断的な判断をいくらかでも減らすことができ、その中立性が保たれると考えられる。

ウ 条例第5条第4号該当の点について

- (ア) 教育委員会は、校長からのヒアリングメモを非公開とした理由として、「人事異動に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす」と説明しているが、具体的な説明が全くない。具体的に説明するべきである。
- (イ) 教育委員会は、内示書等を非公開とした理由として、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」と説明しているが、人事

の円滑さより人事の公正性の方が重要であり、チェック機能が働かないのが現在の状況である以上、非公開とすることよりも、不公正な人事が行われることを防ぐためにも公開すべきである。人事管理の円滑さは阻害されるかも知れないが、公正さは確保され则认为る。

エ 時限性公開について

内示書等は、それが内示書として確定した時点以降は公開されるべきであり、異動内容が公表される前であっても公開するべきという趣旨で不服申立てを行っている。

オ 文書が存在しないことについて

(ア) 校長等作成の意見書等については、教職員需給調査表以外に加配等に関する意見書が平成 15 年 9 月頃提出されているはずである。

また、転任希望者に対し校長が聞き取りを行った際に校長が作成したヒアリングメモ(以下「校長作成のヒアリングメモ」という。)が存在するはずである。

(イ) 教育委員会は、高校人事班及び高校人事企画担当者作成の検討メモ、検討参考資料、説明文書及び指示文書並びに関係文書一切という請求に対して、校長からのヒアリングメモを特定しているが、当該文書以外に他の文書もあるはずである。

(ウ) 不服申立人は、連日にわたり同じ内容の公開請求を行ったが、課長代理等作成の検討文書等については、一貫して不存在との回答であった。しかし、教育委員会内部における県立高等学校教員の人事権は、教職員課長に与えられており、現に下作業を行う高校人事グループには高校人事担当課長代理が含まれている以上、教職員課長及び高校人事担当課長代理が、転任に関する文書を全く作成しないということはありません。

3 実施機関(教育庁管理部教職員課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を非公開又は一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 16 年 4 月の県立高等学校教員の人事異動に関して検討を行った一連の文書であり、本件行政文書に記載された次に掲げる情報を非公開又は一部非公開とした。

ア 校長からのヒアリングメモ

高校人事企画担当職員が、県立高等学校長から異動に係るヒアリングを行う際、職員現況・意向調書を複写し、その余白に聞き取った内容や人事管理上の情報等を加筆したものである。

イ 校長等作成の意見書等

県立高等学校及びその校長が、教員の異動に関して作成した、提出した報告書、意見書その他関連文書一切である。

ウ 高校人事班等作成の検討文書等

高校人事班及び高校人事企画担当職員が、教員の異動に関して作成した、人事異動を検討及び説明した文書のうち、校長からのヒアリングメモを除くものである。

エ 内示書等

平成 16 年 4 月 1 日付け県立高等学校教職員人事異動に係る第 2 次内示の実施についての伺いである。なお、第 1 次の内示書については、本件公開請求に係る対象校が含まれていないため、本件公開請求の対象外と判断した。このうち、不服申立ての対象とされたのは、内示書等を条例第 5 条第 3 号及び第 4 号に該当するとして、非公開（時限性公開）とした処分についてである。

オ 課長代理等作成の検討文書等

高校人事担当課長代理及び教職員課長が、教員の人事異動に関して作成した、人事異動に関する検討及び説明の文書である。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

校長からのヒアリングメモは、教員に関する校長意見及び評価等を含むものであり、教員の氏名、年齢、住所、生年月日のほか、家族状況、健康状態、転任希望の有無等が記載された職員現況・意向調書の複写と一体となっていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が

識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 校長からのヒアリングメモは、条例第5条第1号ただし書アの法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報、同号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報及び同号ただし書エの人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報には該当しない。

(イ) 校長からのヒアリングメモは、教育委員会が人事管理上の必要性から作成したもので、保有する教員の身分取扱いに関する情報であり、全体として不可分一体の情報であるため、同号ただし書ウの当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報には該当しない。

(ウ) 神奈川県情報公開審査会の答申第181号で、勤務期間に係る情報は、同号ただし書ウに該当するので公開すべきであるという判断をもらったが、本件公開請求の対象は、原本である職員現況・意向調書ではなく、校長からのヒアリングメモであることから、本件公開請求における勤務期間に係る情報は答申第181号で同号ただし書ウに該当するとされた情報とは別物である。校長からのヒアリングメモは、全体が個人情報であると同時に身分取扱いの情報であり、勤務期間に係る情報を含めて同号ただし書ウには該当しない。

(3) 条例第5条第3号該当性について

内示書等は、平成16年4月1日付け人事異動に係る辞令交付に先立って、校長及び教職員に対し、内々で示すために作成されるものであり、辞令交付の時点で公開されることを前提に作成されるものではない。辞令交付がなされる前にあっては、未成熟な情報であり、校長と高校人事企画担当職員等の間で、引き続き意見の交換を行う情報であって、組み替えたり、調整したりすることがあり、確定した情報ではない。これらの情報が辞令交付前に公開されることとなると、生徒、保護者、教職員をはじめ、県民に不当不要な予見を与え、混乱を招くおそれがある。また、校長も、そのよ

うな状況にあつては、率直な意見を高校人事企画担当職員等に伝えることが困難になることが考えられる。

したがって、内示書等は、県の機関内部における検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第5条第3号に該当する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

ア 校長からのヒアリングメモは、転任希望の有無、転任希望地域、校長から高校人事企画担当職員が聞き取った人事管理上の情報等が記載されており、これらの情報が公開されると、今後、反復継続される人事異動に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生ずることとなり、条例第5条第4号に該当する。

また、校長からのヒアリングメモは、職員現況・意向調書を複写したものに書き込みをしたものであり、職員現況・意向調書とは別物であり、高校人事企画担当者が作成したものと考えている。また、矢印、マーカー、書き込み場所等のそれぞれに意味があり、公開することには問題があり、一体として分離できないものである。

イ 内示書等は、辞令交付前に公開されることとなると、校長と高校人事企画担当職員等との間の率直な意見の交換が妨げられるおそれがあり、ひいては、人事異動に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生ずることとなり、条例第5条第4号に該当する。

(5) 文書が存在しないことについて

ア 校長等作成の意見書等は、取得していないため存在しない。なお、平成15年10月に校長が作成し、教育委員会に提出した教職員需給調査表については、本件公開請求に先立つ平成16年2月24日付け請求に対し、一部公開決定を行っており、本件公開請求の内容が、平成16年2月24日付け公開請求以降に諾否決定された、又は諾否決定される予定の文書と同一のものを除くとしていたため、教職員需給調査表は、本件公開請

求の対象外と判断した。

また、加配等に関する意見書については、定数に関するものであり個々の教員の異動に関するものではないため、本件公開請求の対象外と判断した。

そして、不服申立人は、校長作成のヒアリングメモが存在する旨主張するが、そのような文書が教職員課へ提出された事実はない。

イ 高校人事班等作成の検討文書等は、作成していないため存在しない。
なお、平成 16 年 3 月 24 日付け請求に対して、検討資料であるつなぎ表を特定し、同年 4 月 7 日付けで一部公開決定しているが、その他の文書は存在しない。教員の異動に関する検討は、校長からのヒアリングメモを教科や地域等の諸要素を勘案して並べ替えたり、つなぎ表を作成することにより行っている。

ウ 高校人事担当課長代理及び教職員課長は、教員の異動についてはあくまでも総括を行う立場であり、教員の異動について検討する任務には当たっていない。したがって、課長代理等の検討文書等は存在しない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 16 年 4 月の県立高等学校教員の人事異動に関して検討を行った一連の文書である。

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、次のとおりである。

ア 校長からのヒアリングメモ（職員現況・意向調書の複写部分を含む。）

イ 校長等作成の意見書等

ウ 高校人事班等作成の検討文書等

エ 内示書等のうち、条例第5条第1号に該当するとして非公開とした部分以外の部分

オ 課長代理等作成の検討文書等

以下、不服申立ての対象とされた情報について検討する。

(4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 校長からのヒアリングメモ(職員現況・意向調書の複写部分を含む。)

当審査会が見分したところ、校長からのヒアリングメモは、高校人事企画担当職員が、県立高等学校長から異動に係るヒアリングを行う際、教員が転任の希望、家族状況、健康状態等を記載したものである職員現況・意向調書を複写し、その余白に聞き取った内容や人事管理上の情報等を加筆し、職員現況・意向調書の複写部分の上にも、矢印、マーカーなどを記しているものである。これらの情報は、教員に関する校長意見や評価等を含むものであり、職員現況・意向調書の複写と一体となっていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア

からエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 校長からのヒアリングメモに記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書アの法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報とは認められないので、同号ただし書アに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

校長からのヒアリングメモに記載された教員の氏名は、教育委員会が人事管理上保有する教員の身分取扱いに関する情報であり、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。このような情報は、慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものとは認められないので、当該情報は、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

a 校長からのヒアリングメモのうち、高校人事企画担当職員が加筆したメモの部分は、教育委員会が人事管理上保有する教員の身分取扱いに関する情報である。したがって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

b 校長からのヒアリングメモのうちの職員現況・意向調書の複写部分に記載されている情報のうち、勤務期間に係る情報は、公務員の職務に関わる情報ではあるが、高校人事企画担当職員がその余白に聞き取った内容や人事管理上の情報等を加筆し、職員現況・意向調書の複写部分の勤務期間に係る情報の上にも、矢印、マーカーなどを記しているものであって、職員現況・意向調書の本体に記載され

ている勤務期間に係る情報とは異なり、むしろ、当該公務員の身分取扱いに関する情報と解される。したがって、当該情報は、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

- c 校長からのヒアリングメモのうちの職員現況・意向調書の複写部分に記載されているその余の情報については、人事管理上の必要から記載された教員の身分取扱いに関する情報であるため、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(オ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

条例第5条第1号ただし書エは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については公開することを規定している。

不服申立人は、職員現況・意向調書の複写部分について、健康状態の悪い教員の異動に関しては、人の生命、身体及び健康に関わってくる場合があるので同号ただし書エに該当すると主張する。しかし、健康状態の悪い教員にとって本件行政文書が公開されたとしても、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護することにはならないので、同号ただし書エに該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第3号該当性について

- ア 条例第5条第3号は、「県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

- イ 当審査会では、諮問後の新たな事実状態の変動をも考慮して、答申時の状況をもとに諮問案件の審議を行っている。こうした考え方をとると、本諮問案件の場合は、既に内示書等を公開することができる時期が到来

し、公開が実施されていることから、不服申立ての利益がないと考えることもできる。

しかし、本件不服申立てが、一定の時期が到来する前に内示書等を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとして非公開としたことの是非の判断を求めるものであることなどを考慮すると、本諮問案件においては処分時の事実状態をもとに審議することが適当であると判断する。

ウ 当審査会が内示書等の取扱いについて調査したところ、内示書等は、4月1日付け人事異動に係る辞令交付に先立ち、校長及び教職員に対し、内々で示すために作成されるものであり、辞令交付がなされる前にあっては、組み替えたり、調整したりすることがあり、確定した情報ではないことが認められる。

不服申立人は、その転任対象者を含めて率直な意見交換を行うことにより人事の公正性の維持確保ができるので、内示書として確定した時点以降は公開されるべきである旨主張しているが、内示書等は転任対象者を含めて意見交換を行うために作成されるものではなく、校長及び教職員に対して人事異動の準備のために内々で示すために作成されるものであることが認められる。

このような内示書等の性質を考慮すると、内示書等が辞令交付前に公開されることとなると、生徒、保護者、教職員をはじめとする県民に不当不要な予見を与え、混乱を招くおそれがあり、また、校長もそのような状況の中にあっては、率直な意見を高校人事企画担当職員等に伝えることは困難となることが予想される。

したがって、内示書等は、条例第5条第3号に該当すると判断する。

(6) 条例第5条第4号該当性について

本件行政文書のうち、校長からのヒアリングメモについては、前記(4)で述べたとおり、条例第5条第1号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断し、また、内示書等については、前記(5)で述べたとおり、条例第5条第3号に該当すると判断するので、本件行政

文書について、条例第5条第4号該当性を判断する必要はない。

(7) 文書が存在しないことについて

ア 校長等作成の意見書等について

(ア) 不服申立人は、校長等作成の意見書等については、教職員需給調査表以外に加配等に関する意見書が平成15年9月頃提出されているはずであり、また、校長作成のヒアリングメモが存在する旨主張している。

(イ) この点について、当審査会が実施機関に確認したところ、加配等に関する意見書については、定数に関するものであり個々の教員の異動に関するものではないため、本件公開請求の対象外と判断したものであり、校長作成のヒアリングメモについては提出された事実がない旨説明している。

また、教職員需給調査表については、本件公開請求に先立つ平成16年2月24日付け請求に対し、一部公開決定を行っており、本件公開請求の内容が、平成16年2月24日付け公開請求以降に諾否決定された、又は諾否決定される予定の文書と同一のものを除くとしていたため、教職員需給調査表は、本件公開請求の対象外と判断した旨説明している。

(ウ) 本件公開請求の内容は、教員の異動に関することであり、定数に関するものではないため、実施機関が、加配等に関する意見書を本件公開請求には含まないと解したことが、不合理であるとはいえない。

また、高校人事企画担当職員が校長からのヒアリングメモを作成しており、当該文書に高校人事企画担当職員が校長から聞き取った内容は反映されていると考えられることから、校長作成のヒアリングメモが提出された事実はないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

そして、当審査会が調査したところ、教職員需給調査表については、本件公開請求に先立つ平成16年2月24日付け請求に対し、実施機関が同年3月10日付けで一部公開決定を行っていることが認められる。したがって、本件公開請求の内容が、平成16年2月24日付け公開請

求以降に諾否決定された、又は諾否決定される予定の文書と同一のものを除くとしている以上、実施機関が、教職員需給調査表を本件公開請求に含まないと解したことが、不合理であるとはいえない。

(エ) 以上のことからすると、校長等作成の意見書等は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

イ 高校人事班等作成の検討文書等について

(ア) 不服申立人は、校長からのヒアリングメモのほかに、高校人事班等作成の検討文書等があるはずである旨主張している。

(イ) 他方、実施機関は、高校人事班等作成の検討文書等については、平成16年3月24日付け請求に対して、検討資料であるつなぎ表を特定し、同年4月7日付けで一部公開決定しているが、校長からのヒアリングメモ及びつなぎ表以外の文書は存在せず、校長からのヒアリングメモ及びつなぎ表をもとに教員の異動に関する検討を行っている旨説明している。

(ウ) 当審査会が調査したところ、実施機関は、高校人事班等作成の検討文書等として校長からのヒアリングメモ及びつなぎ表を特定し、同年4月7日付けで、校長からのヒアリングメモについては公開拒否決定を行い、つなぎ表については一部公開決定を行っていることが認められる。そして、校長からのヒアリングメモを教科や地域等の諸要素を勘案して並べ替えたり、つなぎ表を作成することにより、教員の異動に関する検討を行うことは手法として十分考えられるものである。したがって、校長からのヒアリングメモ及びつなぎ表をもとに教員の異動に関する検討を行っており、それ以外の文書を作成していないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

(エ) 以上のことからすると、校長からのヒアリングメモ及びつなぎ表のほかに、高校人事班等作成の検討文書等は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

ウ 課長代理等作成の検討文書等について

(ア) 不服申立人は、教育委員会内部における県立高等学校教員の人事権は、教職員課長に与えられており、現に下作業を行う高校人事グルー

プには高校人事担当課長代理が含まれている以上、教職員課長及び高校人事担当課長代理が、転任に関する文書を全く作成しないことはあり得ない旨主張している。

(イ) 他方、実施機関は、高校人事担当課長代理は、教員の異動についてはあくまでも総括を行う立場であり、教員の異動について検討文書等を作成する任務には当たっておらず、また、教職員課長も同様に、検討文書等を作成する任務には当たっていない旨説明している。

(ウ) 高校人事担当課長代理及び教職員課長は、教員の異動についてはあくまでも総括を行う立場であり、教員の異動について検討文書及び説明文書を作成する任務に当たってはいないことが窺える。したがって、高校人事担当課長代理及び教職員課長自らが教員の異動について検討文書等を作成していないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

(エ) 以上のことからすると、課長代理等作成の検討文書等は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 16 年 7 月 30 日	諮問
8 月 16 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 1 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 4 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
10 月 26 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
10 月 29 日 (第 39 回部会)	審議
11 月 8 日 (第 40 回部会)	審議
12 月 20 日 (第 41 回部会)	審議
12 月 22 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 17 年 1 月 7 日 (第 42 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成 17 年 2 月 7 日現在) (五十音順)